（収納）

第二百八条　救出完了ののち器具を収納するには、次の号令及び要領による。

一　指揮者は、「おさめ」と号令し、三番員及び一番員が順にはしごを降ていしたのち、第百六十四条に定める要領ではしごを降ていする。

二　一番員は、前号の号令ではしごから救助ロープをはずし、「ロープ」と合図し、ロープの端末を地上におろしたのち、第百六十四条第二号に定める要領で、はしごを降ていし、二番員と協力してはしごをもとの位置に搬送して置き、集合線にもどる。

三　二番員は、第一号の号令で第百六十四条第三号に定める要領で、はしごを確保し、三番員、一番員及び指揮者の順に降ていしたのち、一番員と協力してはしごをもとの位置に搬送して置き、集合線にもどる。

四　三番員は、第一号の号令で第百六十四条第二号に定める要領ではしごを降ていし、救助ロープの結び目を解いて整理し、ロープをもとの位置に搬送して置き、集合線にもどる。

第四節　はしご水平救助操法（一）

（操法実施上の留意事項）

第二百九条　第百九十六条に定めるもののほか、はしご水平救助操法（一）を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

［一～三　略］

（操法の開始）

第二百十条　はしご水平救助操法（一）を開始するには、次の号令及び要領による。

［一　略］

二　一番員は、前号の号令で三連はしごを第百六十一条第二号に定める要領で架てい位置に搬送する。

三　二番員は、第一号の号令で三連はしごを第百六十一条第三号に定める要領で架てい位置に搬送する。

［四　略］

（屋内進入及び検索）

第二百十一条　はしごを架ていし、屋内進入するには、次の号令及び要領による。

［一　略］

二　一番員は、前号の「架てい」の号令で第百六十二条第二号に定める要領ではしごを目標開口部に架ていし、前号の「進入」の号令で三番員からロープを受け取つて肩にかけ、第百六十三条第二項第二号に定める要領で進入して「進入よし」と合図し、前号の「担架用意」の号令でロープを解き、一端を地上に降ろし、三番員の「担架よし」の合図でロープをたぐり、担架を引き上げる。

三　二番員は、第一号の「架てい」の号令で第百六十二条第三号に定める要領ではしごを目標開口部に架ていし、同号の「進入」の号令で第百六十三条第二項第三号に定める要領ではしごを確保し、一番員及び指揮者の屋内進入を確認して確保を解き、同号の「担架用意」の号令ではしごを保持して「確保よし」と合図する。

［四　略］

第二百十二条　［略］

（収納）

第百八十八条　［同上］

一　指揮者は、「おさめ」と号令し、三番員及び一番員が順にはしごを降ていしたのち、第百四十四条に定める要領ではしごを降ていする。

二　一番員は、前号の号令ではしごから救助ロープをはずし、「ロープ」と合図し、ロープの端末を地上におろしたのち、第百四十四条第二号に定める要領で、はしごを降ていし、二番員と協力してはしごをもとの位置に搬送して置き、集合線にもどる。

三　二番員は、第一号の号令で第百四十四条第三号に定める要領で、はしごを確保し、三番員、一番員及び指揮者の順に降ていしたのち、一番員と協力してはしごをもとの位置に搬送して置き、集合線にもどる。

四　三番員は、第一号の号令で第百四十四条第二号に定める要領ではしごを降ていし、救助ロープの結び目を解いて整理し、ロープをもとの位置に搬送して置き、集合線にもどる。

第四節　［同上］

（操法実施上の留意事項）

第百八十九条　第百七十六条に定めるもののほか、はしご水平救助操法（一）を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

［一～三　同上］

（操法の開始）

第百九十条　［同上］

［一　同上］

二　一番員は、前号の号令で三連はしごを第百四十一条第二号に定める要領で架てい位置に搬送する。

三　二番員は、第一号の号令で三連はしごを第百四十一条第三号に定める要領で架てい位置に搬送する。

［四　同上］

（屋内進入及び検索）

第百九十一条　［同上］

［一　同上］

二　一番員は、前号の「架てい」の号令で第百四十二条第二号に定める要領ではしごを目標開口部に架ていし、前号の「進入」の号令で三番員からロープを受け取つて肩にかけ、第百四十三条第二項第二号に定める要領で進入して「進入よし」と合図し、前号の「担架用意」の号令でロープを解き、一端を地上に降ろし、三番員の「担架よし」の合図でロープをたぐり、担架を引き上げる。

三　二番員は、第一号の「架てい」の号令で第百四十二条第三号に定める要領ではしごを目標開口部に架ていし、同号の「進入」の号令で第百四十三条第二項第三号に定める要領ではしごを確保し、一番員及び指揮者の屋内進入を確認して確保を解き、同号の「担架用意」の号令ではしごを保持して「確保よし」と合図する。

［四　同上］

第百九十二条　［同上］